**第3次貝塚市障害者計画　【令和2年度進捗状況】**

|  |  |
| --- | --- |
| **目　的** | 第３次障害者計画（平成30年３月策定・障害者基本法第11条第３項に基づく）における計画推進状況について、庁内各課の取組状況と課題を整理し、「貝塚市障害者施策推進協議会」および「貝塚市障害者自立支援協議会」へ報告するとともに、計画の見直しや次期計画への反映を行う。 |
| **総　括** |
| **１ 互いに尊重しあい、支えあうまち** |
| 広報紙・ホームページ等を通じての啓発や小・中学校等での福祉教育を継続的に行い、障害者への理解促進に努めている。また、点訳・音訳・手話における各奉仕員養成及び育成講座を開講し、通訳者の養成とスキル向上に取組んだ。地域においては、町会・自治会を拠点とした交流や社会福祉協議会での見守り等の事業を実施することで、障害者が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進した。障害当事者も公民館活動等に参加し、地域交流を行った。一方で、ボランティアの高齢化が進んでいるため、様々な媒体を通じボランティアの活動の魅力を発信し、より多くの方がボランティア活動に参加してもらえるよう仕組み作りが課題となっている。また、コロナ渦で実施する各事業の内容や開催方法の工夫が必要である。 |
| **２ 生活支援の充実したまち** |
| 行政情報を広報紙・ホームページ等で発信する際には、音声版を作成するなど障害者への情報提供の仕方にも配慮している。また、相談内容の多様化に伴い関係各課の連携による相談体制の構築に努めている。保健・医療分野では、健康教室や定期健診の充実を図り、健康づくりの推進に努めた。新庁舎建設・JR東貝塚駅周辺バリアフリー化など新たなまちづくりに向けて、計画各段階から障害当事者の意見を聞く機会を設け、障害者と共にまちづくりを進めている。今後は、8050問題や「親亡き後」を見据え、障害者が引き続き地域で安心して暮らすことができる支援体制の構築が課題となっており、令和２年度に整備した地域生活支援拠点事業について、利用者や事業所の登録を進めていくこと、また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進会議を継続して開催することが必要である。 |
| **３ 自立した生活を送れるまち** |
| 乳幼児健診や発達検査の実施、幼・小・中に市内リーディングチームを派遣するなど支援体制の充実に努めた。雇用面においては、市職員採用試験で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等所持者への受験資格の拡大により、雇用の対策に務めた。また就労面では、庁内における市内作業所への業務の委託（障害者優先調達推進法）や「まちの駅かいづか」での障害者施設の委託販売を実施するなど就労機会の創出を図った。また、社会参加の支援として令和２年度より福祉タクシーチケットの枚数を12枚増やすとともに対象者を精神保健福祉手帳１級所持者まで拡充し、外出支援の充実を図った。スポーツ活動や文化・芸術活動では、新型コロナウイルスの影響で中止した事業があった。引続き、障害者の自立促進を支援するために障害者優先調達法に基づき作業所への業務の受注機会の増進と幼少期からの包括的な個別支援体制の充実が課題となっている。 |